

## 冷凍空調機器の所有者・ユーザー様へ

# 2015年4月1日から「フロン排出抑制法」が施行されました

(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律)

### 機器の所有者、ユーザー様の新たな法的責務が発生!!

#### (1) 冷凍空調機器の簡易点検・定期点検の義務化

① 全ての機器を対象に、日常的に実施する簡易点検の実施(3ヶ月に1回以上)

⇒ 所有者・ユーザー様で実施可能

② 下記の機器に関しては、定期点検の義務化(専門家による点検)

製品区分	圧縮機電動機定格出力	定期点検頻度
エアコン	7.5kW以上50kW未満	3年に1回以上
	50kW以上	1年に1回以上
冷凍・冷蔵機器	7.5kW以上	1年に1回以上

⇒ 上記の機器の定期点検は、「十分な知見を有する者」(専門知識を持った者)いわゆる「冷媒フロン類取扱技術者」等が実施する事

#### (2) 漏えいを発見した場合には、速やかな漏えい箇所の特定及び修理を実施

⇒ フロン類の漏えいが見つかった場合は、修理をしないでフロン類を充填することの原則禁止  
(繰り返し充填の原則禁止)

⇒ 適切な専門業者に修理、フロン類の充填を依頼

#### (3) 機器の点検・修理やフロン類の充填・回収等の機器整備に関する履歴の記録・保存義務

① 適切な管理を行うため、機器の整備については、記録簿(ログブック)に履歴を記録し、記録簿は機器を廃棄するまで保存しなければならない

② 適切な専門業者に整備を依頼し、整備の記録を記入

#### (4) 算定漏えい量の報告義務

① 1年間にフロン類をCO<sub>2</sub>換算値で1,000CO<sub>2</sub>-ton以上漏えいした事業者は所管大臣へ報告する義務が発生します

⇒ 算定漏えい量=漏えい量\* $\times$ GWP(CO<sub>2</sub>換算値)  $\geq$  1,000CO<sub>2</sub>-ton

※ 漏えい量=機器の整備時における(充填量-回収量)

#### (5) 機器を廃棄する際には、フロン類を回収しなければならない

① 第一種フロン類充填回収業者に依頼して、フロン類を回収した後、機器を廃棄する

② 回収依頼の際は、行程管理票を交付しなければならない

※ (5)は、法改正前からの義務

★弊社が点検業務、整備業務、記録業務をお手伝いさせていただきます★  
お気軽にご相談下さい。

※ 冷媒フロン類取扱技術者  
※ 第一種フロン類充填回収業者

7名在籍(2015年4月現在)  
登録番号 第331110070号

連絡先

双葉電機株式会社

TEL 086-263-2816

FAX 086-263-3011